

パブリック・コメント募集結果

路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）について、市民の皆様からご意見を募集しました結果、寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

案 件	路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）について		
募集期間	令和 7 年 1 月 1 6 日(木)～令和 7 年 1 月 3 1 日(金) 1 6 日間		
意見の件数 (意見提出者数)	6 件（2 人）		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	0 件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	1 件
	参 考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	1 件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	4 件

路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）について（案）

件数	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	前回のパブリックコメントにも意見が寄せられていましたが、西白井駅の通勤通学者に煙が流れてくるような所に何の囲いも無い喫煙所が設置されており、しかもそれが市のお墨付きで驚き呆れました。	現在、市内に市が許可等を行い設置している喫煙所はありません。【その他】
2	前は西白井駅ロータリーに分煙施設を設置予定とありましたが、今回は半径200m以内は禁煙とあるので、ロータリーに分煙施設は設置されないのであれば良いのですが、200m以外でも分煙施設の設置は断固反対です。 完全分煙(個室型)で出入りの際に外に煙が漏れない施設でなければ、付近を通らざるをえない人が健康を害されることとなりますが、それが可能でしょうか？	今回条例（案）に対するパブリックコメントであるため、記載しておりませんが、厚生労働省が示す技術的留意事項に基づいた分煙施設を、白井駅、西白井駅周辺に設置することを検討しています。【参考】
3	市内のコンビニ等の出入り口の付近に設置されているスタンド灰皿も条例で禁止して頂きたいです。店に出入りする際煙の避けようがありません。	路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）については、条例名のとおり、路上等での受動喫煙を防止するためのものであり、民有地を対象とする予定はありません。【その他】
4	白井市に住み始めて6年経ちますが、タバコのポイ捨ての多さにビックリしています。 犬の散歩をしていると犬が誤飲をしてしまわないように常に気を付けて歩いています。白井市の道は本当にタバコのポイ捨てが多くて怖いです。 他の市に住んでいたときは殆どタバコのポイ捨てがありませんでした。 犬の散歩をしていないときでも歩きタバコをしている人もよく見ますし、バイクに乗りながら捨ててる人も見ました。 近所のアパートの前に灰皿をひっくり返したかのような大量のタバコの吸殻が捨ててあるのも2回見たこともあります。	タバコのポイ捨てについては、路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）の対象とはなりません。 タバコのポイ捨て等に関しては、白井市まちをきれいにする条例で対応しており、今後も市民の環境に対する意識やマナー向上のために周知・啓発などを行っていきます。【その他】

件数	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
5	●●という●●屋さんは分煙さえしていない完全な違法ですし。受動喫煙をさせられて不快でした。 とにかく白井市の喫煙者はマナーが酷いです。	店舗における受動喫煙防止に関する指導は、保健所の管轄になりますので、今回のご意見について、情報提供を行いました。【その他】
6	しっかりとした罰則を設けて欲しいです。	今回ご提示した資料の4「受動喫煙を生じさせない配慮義務及び喫煙禁止について」に記載のとおり、喫煙禁止区域については、過料を設定する予定です。【既記載】